



令和 7 年 5 月 23 日

令和 7 年 5 月 定例会 会議録

中讃広域行政事務組合議会

中讃広域行政事務組合告示第6号

令和7年中讃広域行政事務組合議会5月定例会を次のとおり招集する。

令和7年5月14日

中讃広域行政事務組合 管理者 松 永 恭 二

- 1 日 時 令和7年5月23日 午前9時30分
2 場 所 クリントピア丸亀 3階 研修室3

出席議員 16名

1 番	真 鍋 順 穂	1 1 番	山 神 猛
2 番	加 藤 正 員	1 2 番	渡 辺 信 枝
3 番	福 部 正 人	1 3 番	豊 嶋 浩 三
5 番	大 西 浩	1 4 番	金 井 浩 三
6 番	多 田 光 廣	1 5 番	中 野 一 郎
7 番	大 前 誠 治	1 6 番	兼 若 幸 一
8 番	安 井 一 博	1 7 番	大 西 樹
9 番	内 田 信 吾	1 8 番	川 西 米 希 子
1 0 番	寿 賀 崎 久	1 9 番	竹 林 昌 秀

説明のため出席した者

管 理 者	松 永 恭 二	総 務 課 長	石 川 恵 美 子
副 管 理 者	辻 村 修	企 画 課 長	塚 本 公 紀
副 管 理 者	片 岡 英 樹	租 税 債 権 管 理 課 長	原 義 宗
副 管 理 者	丸 尾 幸 雄	施 設 管 理 課 長	中 尾 壯 志
副 管 理 者 代 理	長 森 正 志	エ コ ラ ン ド 林 ケ 谷 所 長	山 崎 浩 史
会 計 管 理 者	向 井 光 平	仲 善 ク リ ー ン セ ン タ ー 所 長	西 本 吉 孝
事 務 局 長	井 上 孝 敏	情 報 セ ン タ ー 所 長	二 宮 卓 也
		ク リ ン ト ピ ア 丸 亀 所 長	原 章 司
		瀬 戸 グ リ ー ン セ ン タ ー 所 長	

職員出席者

総 務 課 長 補 佐	松 谷 志 保	総 務 課 主 事	石 川 悠 介
総 務 課 人 事 係 長	山 地 充 洋	総 務 課 主 事	山 下 里 奈

議事日程

日程第1		議長の選挙
日程第2		会期の決定
日程第3		議席の指定
日程第4		会議録署名議員の指名
日程第5		管理者の事業報告
日程第6		諸般の報告
日程第7	議案第1号	専決処分の承認について(令和7年度中讃広域行政事務組合クリントピア丸亀特別会計補正予算(第1号))
日程第8	議案第2号	令和7年度中讃広域行政事務組合一般会計補正予算(第1号)
日程第9	議案第3号	中讃広域行政事務組合職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第4号	工事請負契約の締結について(クリントピア丸亀基幹的設備改良工事)
日程第11	議案第5号	監査委員(識見を有する委員)選任の同意について
日程第12	議案第6号	監査委員(議員選出)選任の同意について

会 議

[午前9時30分 開会]

○副議長(山神猛副議長)

議会の開会に先立ちまして、私から御挨拶を申し上げるとともに、皆様方の御了承をいただきたいと存じます。

現在、組合議会の議長は欠員となっております。従いまして、新しい議長が決定されるまで、副議長である私が、議長の職務を執行させていただきますので、皆様方の御協力をお願い申し上げます。

ただいまから、令和7年中讃広域行政事務組合議会5月定例会を開会いたします。この際、議事進行上、今回組合議員になられた議員の仮議席を指定いたします。仮議席は、ただ今御着席の議席といたします。

それでは、日程に入る前に先の選挙におきまして御当選され、組合の管理者に就任されました松永恭二丸亀市長に、御挨拶をお願いします。

○管理者(松永恭二管理者)

議長。

○副議長(山神猛副議長)

管理者。

○管理者(松永恭二管理者)

おはようございます。私、引き続きましてこの組合の管理者をさせていただきます。前回の4年も皆様方のおかげで無事行うことができました。この次も一生懸命取り組んでまいりますので、この2市3町の町全体がですね、元気で、少しでも発展して良くなって行って、また、そこの市民・町民の方々の福祉向上というのを一生懸命上げていくように取り組んでまいりますので、何卒議員の皆様方におかれましてはよろしくお願い申し上げます。以上、御挨拶とさせていただきます。

ます。

○副議長（山神猛副議長）

次に、新たに組合議会の議員になられました方々に御挨拶をいただきたいと存じます。

申し訳ございませんが、現在お座りの議席でお願いいたします。

まず、丸亀市議会の真鍋順穂議長、お願いいたします。

○丸亀市議会議長（真鍋順穂議員）

（真鍋議長 あいさつ）

○副議長（山神猛副議長）

続きまして、丸亀市議会の加藤正員副議長、お願いいたします。

○丸亀市議会副議長（加藤正員議員）

（加藤副議長 あいさつ）

○副議長（山神猛副議長）

続きまして、丸亀市議会の福部正人議員、お願いいたします。

○丸亀市議会議員（福部正人議員）

（福部議員 あいさつ）

○副議長（山神猛副議長）

続きまして、丸亀市議会の大西浩議員、お願いいたします。

○丸亀市議会議員（大西浩議員）

（大西議員 あいさつ）

○副議長（山神猛副議長）

続きまして、丸亀市議会の多田光廣議員、お願いいたします。

○丸亀市議会議員（多田光廣議員）

（多田議員 あいさつ）

○副議長（山神猛副議長）

続きまして、丸亀市議会の大前誠治議員、お願いいたします。

○丸亀市議会議員（大前誠治議員）

（大前議員 あいさつ）

○副議長（山神猛副議長）

続きまして、善通寺市議会の安井一博議長、お願いいたします。

○善通寺市議会議長（安井一博議員）

（安井議長 あいさつ）

○副議長（山神猛副議長）

続きまして、善通寺市議会の内田信吾副議長、お願いいたします。

○善通寺市議会副議長（内田信吾議員）

（内田副議長 あいさつ）

○副議長（山神猛副議長）

続きまして、善通寺市議会の寿賀崎久議員、お願いいたします。

○善通寺市議会議員（寿賀崎久議員）

(寿賀崎議員 あいさつ)

○副議長(山神猛副議長)

続きまして、多度津町議会の金井浩三議長、お願いいたします。

○多度津町議会議長(金井浩三議員)

(金井議長 あいさつ)

○副議長(山神猛副議長)

続きまして、多度津町議会の中野一郎副議長、お願いいたします。

○多度津町議会副議長(中野一郎議員)

(中野副議長 あいさつ)

○副議長(山神猛副議長)

続きまして、多度津町議会の兼若幸一議員、お願いいたします。

○多度津町議会議員(兼若幸一議員)

(兼若議員 あいさつ)

○副議長(山神猛副議長)

以上で、皆様方の御挨拶は終わりました。都合により、ここで暫時休憩いたします。ただいまから、議長の選挙について、中讃広域行政事務組合議会連絡協議会を開催し、別室での協議をお願いいたしますので、同連絡協議会設置内規第3条の規定によりまして、関係市町の議長さんにお集まりいただきたいと存じます。それではよろしくお願い申し上げます。

[午前9時33分 休憩]

[午前9時40分 再開]

~~~~~

日程第1 議長の選挙

○副議長(山神猛副議長)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより、日程に入ります。

日程第1、議長の選挙を行います。お諮りいたします。議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第118条第2項の規定に基づいて、指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(山神猛副議長)

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。お諮りします。指名推選人につきましては、真鍋議員にお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(山神猛副議長)

御異議なしと認めます。それでは、真鍋議員、お願いいたします。

○1番(真鍋順穂議員)

議長。

○副議長（山神猛副議長）

真鍋議員。

○1番（真鍋順穂議員）

御指名によりまして、私の方から指名推選をさせていただきます。慣例によりまして組合議会議長には、善通寺市議会の安井議長にお願いしたいと存じます。

○副議長（山神猛副議長）

ありがとうございました。お諮りいたします。ただいま、1番真鍋議員から御指名がありましたとおり、安井一博議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山神猛副議長）

御異議なしと認めます。よって、ただいま御指名がございました、安井一博議員が議長に当選されました。議長に当選されました安井一博議員が議場におられますので、本席から組合議会が準用する善通寺市議会会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。それでは、新議長さんに就任の御挨拶をお願いいたします。8番、安井一博議員、登壇をお願いします。

○議長（安井一博議長）

ただいま議長に御選任を賜り誠にありがとうございます。議員各位の御理解と御協力を得ながら、円滑な議会運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（山神猛副議長）

これをもって、私の職務は終わりました。皆様方の御協力をいただきまして、無事職務をまっとうできましたことを、心から感謝いたします。ありがとうございます。それでは、安井一博議長さん、議長席にお着き願ひます。

〔副議長（山神猛副議長）退席、議長（安井一博議長）着席〕

○議長（安井一博議長）

それでは、ただいまからの議事を、お手元の議事日程により、進めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（安井一博議長）

日程第2、会期の決定を議題といたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 議席の指定

○議長（安井一博議長）

日程第3、議席の指定を行います。組合議会が準用する普通寺市議会会議規則第4条第2項の規定により、新たに選出されました議員の議席を指定いたします。それでは、その議席番号及び氏名を、総務課長から朗読いたします。

〔総務課長（石川恵美子課長）朗読〕

---

|         |        |         |        |
|---------|--------|---------|--------|
| 議席番号1番  | 真鍋順穂議員 | 議席番号2番  | 加藤正員議員 |
| 議席番号3番  | 福部正人議員 | 議席番号5番  | 大西浩議員  |
| 議席番号6番  | 多田光廣議員 | 議席番号7番  | 大前誠治議員 |
| 議席番号8番  | 安井一博議員 | 議席番号9番  | 内田信吾議員 |
| 議席番号10番 | 寿賀崎久議員 | 議席番号14番 | 金井浩三議員 |
| 議席番号15番 | 中野一郎議員 | 議席番号16番 | 兼若幸一議員 |

---

○議長（安井一博議長）

ただいま朗読いたしましたとおり、議席を指定いたします。

~~~~~

日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（安井一博議長）

日程第4、会議録署名議員を指名いたします。署名議員には、組合議会が準用する普通寺市議会会議規則第86条の規定により、16番兼若幸一議員、17番大西樹議員を指名いたします。

~~~~~

日程第5 管理者の事業報告

○議長（安井一博議長）

日程第5、管理者の事業報告をお願いいたします。

○管理者（松永恭二管理者）

議長。

○議長（安井一博議長）

管理者。

〔管理者（松永恭二管理者）登壇〕

○管理者（松永恭二管理者）

2月定例会以降の共同処理事務の執行状況につきまして、その概要を御報告申し上げます。

はじめに、総務課について申し上げます。

去る4月1日に人事異動を実施し、新規採用職員1名を含む22名に辞令を交付いたしました。その結果、令和7年度の職員数は、組合職員53名、市町派遣職員12名、併任職員1名、会計年度任用職員11名の計77名で、昨年度より1名減となっております。

今後とも、職員の適性を見極めたうえでの適正配置と、事務の効率化かつ安定的な行政運営の確保に向け、努力してまいります。

次に、企画課について申し上げます。

中讃広域圏市町DX推進事業について御報告いたします。

令和5年度から取り組んでおりますこの事業につきましては、昨年度実施した中讃広域圏のDX推進に関する協働宣言のとおり、「人」が主役のDX推進を令和7年度も継続して実施してまいります。これまで同様、研修等を通じた認識共有や機運醸成はもちろんのこと、協働で実施することにより、効率的、効果的と認められる取組みについても、実施に向けた協議検討を行ってまいります。なお、この事業を支援していただくため、引き続きCoCoConsulting株式会社と契約締結いたしております。

また、昨日5月22日には、福島県磐梯町旅する副町長菅原直敏氏をお招きして、働き方の再デザインをテーマにした講演会をハイブリッド形式により実施し、構成団体職員に御参加いただいております。

組合の若手職員プロジェクトチームについて御報告いたします。

令和6年度の活動報告として、2月18日に全体及び個別チームの代表から説明を受けました。各チームともそれぞれペルソナを設定し、どのように活動していくかを自ら考え、取組を進めていることが見受けられ、非常に頼もしく感じております。令和7年度においても若手職員が自ら考え、提案できる場を提供してまいりたいと考えております。

次に、企画課認定審査室について申し上げます。

認定審査業務では、今年度新たに介護認定審査委員6名に委嘱状を交付いたしました。そのうち、新規委員3名につきましては3月または4月中に、それぞれ新規委員の研修を終えております。

令和6年度の介護保険認定審査業務につきましては、認定審査会を166回開催し、簡素化審査による認定者1,148人を含む7,387人の認定審査を行いました。申請区分の内訳は、新規申請が46.7パーセント、更新申請が43.4パーセント、区分変更申請が9.9パーセントとなっており、この間の一次判定変更率は2.3パーセントとなっております。

また、令和6年度の障害者総合支援認定審査業務につきましては、認定審査会を24回開催し、464人の区分判定を行いました。この間の一次判定変更率は0.4パーセントとなっております。なお、非定型ケース32人、標準利用期間1人を合わせた497人の認定審査を行いました。

次に、租税債権管理課について申し上げます。

令和6年度の滞納整理状況につきましては、前年度からの繰越しを含めた移管総額は8億8,399万2,559円、徴収額は2億3,935万4,197円、徴収率は27.1パーセントとなっております。なお、延滞金などを含めた徴収総額は、2億8,144万9,898円となっております。滞納者の預貯金、給与等の財産調査につきましては7,306件実施し、その内975件の差押えを行い、滞納整理を進めることができました。

また、差押えを行ってございました不動産について、市町税務課職員の御協力

をいただきながら公売を実施し、1件を売却することができました。

次に、施設管理課について申し上げます。

令和6年度に取り組んでおりましたクリントピア丸亀基幹的設備改良事業の業者選定につきましては、計5回のごみ処理施設集約化検討委員会での検討及び御助言をいただき、令和7年3月21日に公募型プロポーザル方式により、荏原環境プラント株式会社を優先交渉権者として特定し、基幹的設備改良工事費104億5,000万円、22年間の運営維持管理業務委託費218億3,867万円余り、合計約322億8,867万円で令和7年5月14日に契約及び仮契約を締結しております。

なお、基幹的設備改良工事に係る仮契約につきましては、後ほど御議決をお願いすることとしております。

また、令和5年度から取り組んでおりますクリントピア丸亀基幹的設備改良事業に関する発注支援等業務委託のうち、令和6年度分として予定しておりました基本設計業務等につきましては、令和7年3月21日に報告書の提出があり、令和6年度分業務を完了いたしております。

なお、令和6年度の発注支援等業務委託に係る循環型社会形成推進交付金508万1,000円につきましては4月21日に交付されております。

次に、施設管理課エコランド林ケ谷について申し上げます。

令和6年度のごみ搬入量は3,009トンとなり、前年度と比較いたしますと245トン、率にして7.6パーセントの減でありました。また、平成11年3月の搬入開始から、令和6年度末まで26年間の総搬入量は21万1,644トンとなり、埋立率は、約76.6パーセントとなっております。

施設の使用期間延長に関する地元との新協定書締結について御報告いたします。2月26日にエコランド林ケ谷拡張協議会を開催し、令和29年度までの使用期間延長に関する新協定書の内容や、拡張協議会に代わる新たな地元との協議機関として「環境保全連絡協議会」を発足する事などについて説明し御同意をいただきました。

今後は、まんのう町長並びにエコランド林ケ谷地元自治会、水利組合の代表者、まんのう町選出の組合議員など、関係者にお集まりいただき、新協定の調印式を執り行うこととしております。

その他、主要な委託業務につきましては、不燃物等埋立業務、浸出水処理管理業務とも3月中に業者選定を行い、遅滞なく4月1日より業務を開始しております。

次に、施設管理課仲善クリーンセンターについて申し上げます。

令和6年度のごみ搬入量は、1万3,051トンとなり、前年度と比較いたしますと389トン、率にして2.9パーセントの減となっております。内訳といたしましては、家庭系ごみが3.2パーセントの減、事業系ごみが2.4パーセントの減となっております。

施設整備につきましては、2月に燃焼設備、ガス冷却設備、通風設備の点検整備、3月には工事用プレハブ撤去を行い、令和6年度に予定しておりました工

事は全て完了いたしました。

なお、施設の運転につきましては、長期運営維持管理委託も6年目に入り、委託業者により順調に稼働しております。

次に、情報センターについて申し上げます。

自治体情報システムの標準化・共通化の対応として、市町を対象に令和7年度事業分のデジタル基盤改革支援補助金の交付が決定しており、標準準拠システムへの移行完了・本稼働に向けて、現行システムのデータ移行に必要なデータ整備や移行テスト、標準準拠システムの運用における課題解決策の協議を引き続き行っております。

また、昨年度調達した端末の一部を各市町へ仮設置し、特定の業務システムについては運用テストも開始しております。

なお、標準化対象の業務システムについては、ガバメントクラウドへ移行されますが、標準化対象外の業務システムについては、今後も情報センターにて共同運用を行う必要があるため、システム研究会により、システムの更新や稼働環境再構築に関する方針について、検討協議を進めております。

そのほか、4月に行われました丸亀市長及び丸亀市議会議員選挙の入場券印刷、また、固定資産税と軽自動車税の当初課税における納税通知書等の作成事務についても、滞りなく完了いたしております。

次に、クリントピア丸亀について申し上げます。

令和6年度のごみの搬入量は、3万7,272トンとなり、前年度と比較いたしますと1,495トン、率にして3.9パーセントの減となっております。内訳といたしましては、家庭系ごみは5.9パーセントの減、事業系ごみは1.4パーセントの増となっております。

長期運営維持管理業務委託につきましては、平成23年度の運営開始から本年度末までの15年間となっております。事業実施計画書に基づき業務を円滑に遂行しております。

エコ丸工場の活動状況について申し上げます。

令和6年度の利用者数は1万4,047人で、前年度に比べ1,630人、率にして10.4パーセントの減となっております。これは、イベント開催時に借用していたクリントピア丸亀南側の土地が利用できなかったため、大型イベントの開催を見送ったことによるものであります。

今後とも、焼却施設としての安全安心な運転はもとより、本組合3R活動の中核施設として利用を促進し、圏域内廃棄物の減量化に努めてまいります。

最後に、瀬戸グリーンセンターについて申し上げます。

令和6年度のし尿等の搬入量は、5万3,908キロリットルとなり、前年度と比較いたしますと1,624キロリットル、率にして3.1パーセントの増となっております。

また、令和6年度のコンポスト製品の販売数は、3万6,557袋で、前年度と比較いたしますと、5,251袋、率にして12.6パーセントの減となっております。

今後とも、安定した施設機器の運転と製品の品質化及び普及促進に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、最近における事業の報告とさせていただきます。

今後とも議員の皆様方におかれましては、ますますの御協力と御支援をお願い申し上げます。

○議長（安井一博議長）

管理者の事業報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑の通告はありませんので、これにて質疑を終結いたします。

以上で、管理者の事業報告は終わりました。

~~~~~

日程第6 諸般の報告

○議長（安井一博議長）

日程第6、諸般の報告をいたします。管理者から、去る4月16日付で、地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定により損害賠償の額を定めること並びにこれに伴う和解及び調停に関することについて専決処分した旨、同条第2項の規定により書類の提出がありましたので、既に配布してある書類をもって報告にかえさせていただきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第7 議案第1号 専決処分の承認について（令和7年度中讃広域行政事務組合クリントピア丸亀特別会計補正予算（第1号））

○議長（安井一博議長）

日程第7、議案第1号「専決処分の承認について（令和7年度中讃広域行政事務組合クリントピア丸亀特別会計補正予算（第1号））」を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者（松永恭二管理者）

議長。

○議長（安井一博議長）

管理者。

[管理者（松永恭二管理者）登壇]

○管理者（松永恭二管理者）

議案第1号の専決処分の承認につきまして、御説明申し上げます。

専決処分の承認につきましては、クリントピア丸亀基幹的設改良事業及び長期運営維持管理事業業務委託について今年度に本契約をすることとなったため、令和7年度クリントピア丸亀特別会計予算において債務負担行為追加の補正を行うものであります。

予算の補正につきましては、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自

治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、御承認を求めるものであります。

以上、よろしく御審議をいただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安井一博議長）

提案理由の説明は、終わりました。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。

なお、質疑については、再々質疑までとなっております。発言は、そのまま議席にてお願いいたします。

19番竹林昌秀議員。

○19番（竹林昌秀議員）

議長。

○議長（安井一博議長）

19番。

○19番（竹林昌秀議員）

クリントピア丸亀特別会計の債務負担行為ですね、驚くべき巨額の債務負担行為の同意が丸亀、善通寺、多度津の組合議員が交代した中で出てきたということでもあります。債務負担行為を同意するということは、この事業の承認をするということでもあります。私は何らそれに対して問題意識を持っているわけではありません。事務方は視察とか事例とか今まで入念な説明をしてくれておりましたね。

しかし、この債務負担行為を同意するに当たって中身をですね、我々議会人が掌握せずに賛同してしまつては責任を果たしたということにはならないだろうと思うわけであります。

クリントピア丸亀基幹的設備改良事業、令和8年度から令和9年度までに108億円ですかね。

それから長期運営維持管理事業業務委託料が令和7年から令和29年までですね。これが232億円という巨額の債務負担行為、この委託料または事業費のですね、算定根拠の説明を求めます。費用は内訳をですね、単価掛ける数量、普通見積書とか簡単な様式ですね、その提出で説明してくれれば分かりやすいんですが、答弁を求めます。

○議長（安井一博議長）

ただいまの質疑に対し、理事者の答弁を求めます。

○施設管理課長（中尾壮志課長）

議長。

○議長（安井一博議長）

施設管理課長。

〔施設管理課長（中尾壮志課長）登壇〕

○施設管理課長（中尾壮志課長）

19番竹林議員の議案第1号専決処分の承認について、令和7年度中讃広域行政事務組合クリントピア丸亀特別会計補正予算(第1号)債務負担行為の補正に関する

る御質問にお答えいたします。

初めに、議員御質問のうち、クリントピア丸亀基幹的設備改良事業の費用細目についてお答えいたします。

債務負担行為のうち、クリントピア丸亀基幹的設備改良事業につきましては、令和7年度から令和9年度にかけて行う基幹的設備改良工事費とこれに伴う施工管理業務委託料のうち、令和8年度、令和9年度の2か年度分の債務負担でございます。2年間の工事費合計が税込で107億8,000万円、施工管理業務委託料の債務債務負担行為分が5,269万円、合わせて108億3,269万円でございます。

なお、債務負担行為の計上金額につきましては、本事業の優先交渉権者である荏原環境プラント株式会社西日本支店と契約内容の交渉段階での金額でございます。

交渉の結果、事業費は税抜きで3億円下がりましたので、5月14日に仮契約を行いました。仮契約の工事費は後ほど御審議をお願いいたします工事請負契約の締結にあります104億5,000万円でございます。

次に、長期運営維持管理事業業務委託料の維持管理費目、委託料の算定根拠についてお答えいたします。

長期運営維持管理事業業務委託料につきましては、現在契約を締結しているクリントピア丸亀の長期運営維持管理事業業務委託契約が、今年度末までとなっておりますことから引き続いて、令和8年度から、今回の基幹的設備改良事業によって、クリントピア丸亀の施設稼働期間が延長される令和29年度末までの22年間の業務委託を行うものでございます。委託料の算出につきましては、人件費、光熱水費、薬品費、点検や補修工事などの維持管理費、環境保全調査費などの環境管理業務、その他関連業務から積算しております。また、費用構成につきましては、ごみ処理量によらず、必要となる経費を固定費として、また、ごみ処理量で変動する経費を変動費として分けております。

固定費の主なものといたしましては、人件費55億4900万円、光熱水費のうち、基本料金4億902万円、燃料費1億8,304万円、測定分析費1億1,000万円、建物内清掃費1億2,100万円、薬品費のうち、ごみ処理に関係しない薬品類2億2,812万円、その他経費として事務費、保険料等9億4,660万円、点検業務費24億9,340万円、補修工事、設備更新及び設備改良工事費81億474万円があり、これらの合計を業務委託料固定費分として積算しております。

変動費はごみ処理量によって増減するもので、光熱水費のうち、基本料金を除く使用料や薬品費のうち、直接ごみ処理の際に使用する薬品類でございます。具体的には、電力について、実績に基づく22年間の総額見込みを総ごみ処理量で割ると、変動費単価として、1トン当たり184円となります。同様の計算で、上水道は144円、下水道は11円、燃料費は110円、薬品類については5品目ありますが、8円から315円となります。

合計すると、ごみ処理量1トン当たりの変動費単価の合計が1,272円になりますが、この金額に毎年のごみ処理量見込みを乗じた金額を変動費として積算して

おります。

また、そのほかにエコ丸工場の光熱水費8,600万円、エコランド林ヶ谷までの運搬費用2億2,000万円弱の費用もございます。

以上が算出根拠となりますが、変動費につきましては、物価変動によって一定の上昇、下落があった場合や、年間ごみ処理量見込みに一定の増減があった場合に、毎年増減分の精算を別途行うこととしております。

今回の契約締結にあたりましては、発注支援業務を委託している復建調査設計株式会社とともに、積算内容が妥当かどうか検討・精査を行っております。

なお、長期運営維持管理事業は、年度ごとに修繕費等の業務量の変動がありますが、委託料につきましては、毎年の金額が平準化する内容で契約しております。

以上、簡単ではありますが、何卒御理解賜りますようお願い申し上げます、私からの答弁といたします。

○19番（竹林昌秀議員）

議長。

○議長（安井一博議長）

19番。

○19番（竹林昌秀議員）

考え方、積算の手法の説明は分かったんですけども、一覧表にすべきところを口で言われてもメモするのも間に合わんし、その金額が合理的根拠を持ってるかどうか到底判断できない。こういう内訳みたいなのは事前に資料として配布すべきではないのかという議会運営の仕方について御提案申し上げます。

事務方がね、隠匿し何か巧妙にやろうとしているものでないということは分かります。しかし、この議場で今の数字読み上げられて分かった人がどれだけいるのだろうか。従来説明を積み重ねて、事務方は我々が合意できるように入念な手順を講じておりますが、我々は議会の都合があって1年か2年、短期に来てですね、この議場に初めて来ると緊張感があって発言しづらい、事前通告制である。議案が配布されてそれを説明なしにさっと読み解ける方は少ないんじゃないかなと。そこで専決処分、この巨額債務負担行為の同意を求められたとしてもですね、無責任に分らないまま賛成するしかないのかというのが私の悩みであります。

事務方を責めているのではなくて、その運営の仕方、それから組合議員を選出してきた1年、2年の短期で動いてきて従来の説明聞いてない人たちがこの巨額の債務負担行為の同意をしなきゃいけないという運営のあり方が、大きな欠陥を露呈しているように思います。

この場でそれを論議するには無理であって制度研究が要るだろうと思いますね。類似の運用をどう克服するのか。我々はですね、水道、国民健康保険、後期高齢者医療、下水道とか重要なものをみんな広域制度の中でやっていて、広域で我々が短期間の代表で行って、議会の発言力はどんどん低下し、我々が持つてるとすれば、その見識を発揮する機会を奪われている。広域行政の欠陥を直す運営を研究すべき時期が来たのかなというのが私の思いであります。

管理者、これをいかがお考えになりますか。御答弁願います。

○議長（安井一博議長）

ただ今の再質疑に対し、管理者の答弁を求めます。管理者。

○管理者（松永恭二管理者）

議長。

[管理者（松永恭二管理者）登壇]

○管理者（松永恭二管理者）

はい、ありがとうございます。竹林議員の方からの、今の御指摘ですね、十分に今日でも同意を得なければいけないんで、何かまとまった表とかそういったのは、恐れ入ります、一覧表にした表というのは今ございますので、それをですね、直ちに御提示をしたいと思えます。

少し、議長恐れ入ります。これをコピーして議員さんの人数分用意いたしたいと思えますので、ちょっと時間をいただきたいと思えます。

○19番（竹林昌秀議員）

ちょっとここで一言、申し述べておきたい。再質問2回ということですから。

○議長（安井一博議長）

再々質疑になりますけどよろしいですか。

○19番（竹林昌秀議員）

再々質問もう1回、お願いします。それです、この巨額の100億円、200億円というやつの財源内訳ですね。既に今までの積み重ねた中で説明されてるとは思いますが、初めて来られた方多いわけです。地方債でやるのか国の交付金でやるのか、市町村からの分担金でやるのか、その財源内訳もね、併せて提出をお願いします。以上。

○議長（安井一博議長）

それでは暫時休憩いたします。再開は追って御連絡いたします。

[午前10時19分 休憩]

---

[午前10時32分 再開]

○議長（安井一博議長）

それではお揃いですので、再開いたしたいと思えます。

ただいま再々質疑に対しまして資料を配付させていただきました。

理事者の答弁を求めます。

○管理者（松永恭二管理者）

議長。

○議長（安井一博議長）

管理者。

[管理者（松永恭二管理者）登壇]

○管理者（松永恭二管理者）

ただいまの再質疑に対しまして細かな数字等がございますので、担当の方から

と、それと事務局長の方から答弁をさせますのでよろしくお願ひします。

〔事務局長（井上孝敏事務局長）登壇〕

○事務局長（井上孝敏事務局長）

失礼いたします。私の方から財源内訳につきまして御説明させていただきます。お手元にございます資料の議の1-5をお開きください。

こちらが今回御承認いただく債務負担行為の財源内訳となっております。

クリントピア丸亀基幹的設備改良事業の限度額108億3,269万に対しまして、国庫支出金は40億719万3,000円、地方債の方は57億4,900万円。差し引きでございます一般財源は10億7,649万7,000円となっております。

下側の長期運営維持管理事業業務委託料につきましては232億3,200万2,000円となっております。こちらにつきましては、一般財源が全てでございます。

これが今回再質疑の方でございました債務負担行為の財源内訳となっております。以上です。

〔施設管理課長（中尾壮志課長）登壇〕

○施設管理課長（中尾壮志課長）

続きまして私の方から今お配りいたしました資料について説明させていただきます。まず1枚目、こちらの方が長期運営維持管理費の22年間における業務の積み上げた積算額でございます。

次に1枚めくっていただきまして、こちら先ほど御答弁をさせていただきました固定費と変動費というお話をさせていただきましたが、まず固定費の方ですね、固定費、令和10年から30年の20年間分、こちらの固定費の積算根拠でございます。人件費等、あと薬品類の費用の方を掲載しております。

その次、1枚めくっていただきまして、こちらは固定費のうち人件費についての費用の積算内容でございます。

もう1枚めくっていただきましてと同じ固定費Aでございますが、これは令和8年から9年の2年間だけこちらの同じく固定費Aの資料でございます。

この2年間と20年間分けておりますのは、8年、9年度につきましてはクリントピア丸亀の基幹的設備改良工事期間中でございますので、10年度以降工事が完了した後と若干内容が変わってまいりますので、2年間と20年間に分けて積算しております。

もう1枚めくっていただきまして固定費、人件費の令和8年度から9年度の2年間。次めくっていただきまして様式第22号の3とあります運営維持管理費固定費Bでございます。固定費Bの方がちょっと細かくて申し訳ございませんが、点検業務費と、補修工事、設備更新及び設備改良工事費の積み上げでございます。

続きまして、もう1枚めくっていただきまして様式第22号の4、左端に入っております、こちらが変動費の方の変動単価の積算根拠でございます。

光熱水費、燃料、あと薬品、この薬品につきましては先ほども申し上げましたが、焼却ごみの処理をするのに直接必要な薬品でございます。これが変動費の内訳で、一番その表の一番下、変動費単価合計1,272円、こちらの単価を用いまし

て次のページになりますが様式左端、様式第22号4-1運営維持管理費変動費の業務委託22年間の総額、こちらの方にごみの処理量ですね、焼却処理量と不燃粗大ごみ処理量がありますが、これの合計に変動費単価1,272円をかけております。

ごみ処理量につきましては想定してる数字でございます。これを基に変動費の運営維持管理費を算出しております。

以上、細かい数字でございますがこの表の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安井一博議長）

以上で通告による質疑は終わりました。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井一博議長）

討論もないようでありますので、これにて討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第1号「専決処分の承認について（令和7年度中讃広域行政事務組合クリントピア丸亀特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井一博議長）

御異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり承認いたしました。

~~~~~

日程第8 議案第2号 令和7年度中讃広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）

○議長（安井一博議長）

日程第8、議案第2号「令和7年度中讃広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者（松永恭二管理者）

議長。

○議長（安井一博議長）

管理者。

〔管理者（松永恭二管理者）登壇〕

○管理者（松永恭二管理者）

議案第2号の補正予算議案につきまして、御説明申し上げます。

令和7年度一般会計補正予算（第1号）につきましては、第1条で予算の総額に歳入歳出それぞれ13万2,000円を追加し、予算の総額を23億2,761万5,000円とするものであります。

第2条の債務負担行為の補正は、ホームページ管理システム運用業務委託料に

つきまして、システムのバージョンアップに伴い使用中のライセンスの形態が変更になり、契約を変更する必要があるため、その債務を負担することができる期間及び限度額を定めるものであります。

歳入歳出予算補正の内容につきまして御説明いたします。

一般管理費では、ホームページ管理システムのバージョンアップに伴い、使用中のライセンスの形態が変更になり、契約を変更する必要があるため、業務委託料13万2,000円を追加計上するものであります。

この財源といたしまして、財政調整基金繰入金を措置するものであります。

なお、今回の補正により変更となる一般会計財政調整基金の現在高見込みは、1億7,235万2,662円となっております。

以上、よろしく御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安井一博議長）

提案理由の説明は、終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告はありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井一博議長）

討論もないようでありますので、これにて討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第2号「令和7年度中讃広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井一博議長）

御異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

日程第9 議案第3号 中讃広域行政事務組合職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正について

○議長（安井一博議長）

日程第9、議案第3号「中讃広域行政事務組合職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者（松永恭二管理者）

議長。

○議長（安井一博議長）

管理者。

〔管理者（松永恭二管理者）登壇〕

○管理者（松永恭二管理者）

議案第3号につきまして、御説明申し上げます。

中讃広域行政事務組合職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正につきましては、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）」が、令和7年6月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

以上、よろしく御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安井一博議長）

提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告はありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井一博議長）

討論もないようでありますので、これにて討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第3号「中讃広域行政事務組合職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井一博議長）

御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

日程第10 議案第4号 工事請負契約の締結について（クリントピア丸亀基幹的設備改良工事）

○議長（安井一博議長）

日程第10、議案第4号「工事請負契約の締結について（クリントピア丸亀基幹的設備改良工事）」を議題といたします。管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者（松永恭二管理者）

議長。

○議長（安井一博議長）

管理者。

〔管理者（松永恭二管理者）登壇〕

○管理者（松永恭二管理者）

議案第4号につきまして、御説明申し上げます。

工事請負契約の締結につきましては、クリントピア丸亀基幹的設備改良工事について、去る5月14日に公募型プロポーザル方式により、荏原環境プラント株式会社 西日本支店と仮契約を締結いたしましたので、中讃広域行政事務組合議

会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしく御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安井一博議長）

提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告はありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井一博議長）

討論もないようでありますので、これにて討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第4号「工事請負契約の締結について（クリントピア丸亀基幹的設備改良工事）」は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井一博議長）

御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

日程第11 議案第5号 監査委員（識見を有する委員）選任の同意について

○議長（安井一博議長）

日程第11、議案第5号「監査委員（識見を有する委員）選任の同意について」を議題といたします。

地方自治法第292条において準用する同法第117条の規定により、多田光廣議員、除斥となりますので、退席・退場を願います。

〔6番（多田光廣議員）退席・退場〕

○議長（安井一博議長）

管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者（松永恭二管理者）

議長。

○議長（安井一博議長）

管理者。

〔管理者（松永恭二管理者）登壇〕

○管理者（松永恭二管理者）

議案第5号の監査委員（識見を有する委員）選任の同意につきましては、前任者の辞任により現在欠員となっておりますので、後任の監査委員に多田光廣氏を選任いたしたく、議会の御同意をいただきたいのであります。

以上、よろしく御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安井一博議長）

提案理由の説明は終わりました。

本件に対し、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井一博議長）

御発言もなければ、これより採決いたします。

議案第5号「監査委員（識見を有する委員）選任の同意について」は原案を同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井一博議長）

御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案を同意することに決定いたしました。

多田光廣議員の入場を許します。

〔6番（多田光廣議員）入場〕

~~~~~

日程第12 議案第6号 監査委員（議員選出）選任の同意について

○議長（安井一博議長）

日程第12、議案第6号「監査委員（議員選出）選任の同意について」を議題といたします。

地方自治法第292条において準用する同法第117条の規定により、川西米希子議員、除斥となりますので、退席・退場願います。

〔18番（川西米希子議員）退席・退場〕

○議長（安井一博議長）

管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者（松永恭二管理者）

議長。

○議長（安井一博議長）

管理者。

〔管理者（松永恭二管理者）登壇〕

○管理者（松永恭二管理者）

議案第6号の監査委員（議員選出）選任の同意につきましては、議員のうちから選任される監査委員が前任者の辞任により現在欠員となっておりますので、後任の監査委員に川西米希子議員を選任いたしたく、議会の御同意をいただきたいと思いますのであります。

以上、よろしく御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安井一博議長）

提案理由の説明は終わりました。

本件に対し、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井一博議長）

御発言もなければ、これより採決いたします。

議案第6号「監査委員（議員選出）選任の同意について」は原案を同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井一博議長）

御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案を同意することに決定いたしました。

川西米希子議員の入場を許します。

〔18番（川西米希子議員）入場〕

○議長（安井一博議長）

以上で、今期定例会に付議されました案件の審議はすべて議了いたしました。これをもちまして、今期定例会は閉会といたします。御審議、お疲れ様でございました。

〔午前10時50分閉会〕

地方自治法第292条の規定により準用する同法第123条第2項による署名者

議 長 安 井 一 博

副議長 山 神 猛

議 員 兼 若 幸 一

議 員 大 西 樹